

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成 17(2005)年度から 10 年間にわたり、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づき、和歌山県次世代育成支援行動計画（前期・後期）を策定し、各種施策を推進しました。さらに平成 27（2015）年度からは、子ども・子育て支援法による新たな制度の創設にあわせ、計画期間を平成 31（2019）年度までの 5 年間とした「紀州っ子健やかプラン」（以下「前計画」という。）を策定し、次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法に基づく計画を一体として、一人一人の子供の人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む子育て環境づくりを推進することを基本理念として取り組んできました。

また、市町村においても、同じく平成 27（2015）年度から 5 年間の子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援制度の実施主体として、それぞれの家庭や子供の状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、子育て支援を総合的に推進できる体制を整備するなど、県と市町村が連携して子育て支援を充実させてきたところです。

このたび、前計画が計画期間である 5 年間を経過するのに伴い、国の実施指針で示された優先課題や具体的施策を加味しつつ、平成 29（2017）年に策定した「和歌山県長期総合計画」にも掲げている「未来を拓く子どもを育てる環境づくり」を進めるため、出生数の減少、女性の就業率の上昇などの状況の変化や、関連する様々な施策の動向を踏まえた子育てに関する新しい計画を策定することとしました。

2 計画の性格及び位置付け

この計画は、次の（１）から（３）の計画として位置付けます。

- （１）子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」
- （２）次世代育成支援対策推進法第 9 条の規定に基づく「行動計画」
- （３）母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」

また、平成 26 年 6 月 17 日付け雇児発第 617001 号の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知にある「母子保健計画策定指針」第 2 の 6 に基づき、県の「母子保健計画」としても位置付けます。

なお、この計画は和歌山県長期総合計画の実施計画として、和歌山県地域福祉推進計画、和歌山県保健医療計画、和歌山県健康増進計画、紀の国障害者プラン、和歌山県子供・若者計画、和歌山県男女共同参画基本計画、和歌山県教育振興基本計画その他の関係計画等との調和・連携を図り、実施していくものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。

